

令和5年4月28日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、全3社に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 田口 由美子 （内線：5880）

経理調達課 課長 野路 靖雄 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
① 中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地
② 中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地
③ 関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

2. 指名停止措置期間

- ①の業者：令和5年4月28日から令和5年6月27日まで（2ヵ月）
- ②の業者：令和5年4月28日から令和5年6月27日まで（2ヵ月）
- ③の業者：令和5年4月28日から令和5年5月27日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和5年3月30日に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、中国電力(株)、九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)6社について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為（カルテル）があったとして、関西電力(株)を除く5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、独占禁止法に違反したとして公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。また、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号>

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内